

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

本町は、群馬県の北西部に位置し、隣接する中之条町や長野原町など周辺6町村で吾妻郡を形成しています。本町の総面積は253.91km²、東西約28km、南北約16kmで、前橋市中心部からは約40km、東京都心からは約170kmの距離にある。

周囲には上毛三山のひとつ榛名山や浅間隠山など標高1,000m以上の山々が連なる。また、岩櫃山が市街地を見下ろす特徴的な景観となっている。

一級河川吾妻川が町内を横断しており、多くの住宅地、商工業地域が河川に面している。また中山間地も広く土砂災害など危険箇所が点在している地域となっている。



図5 本町の位置 (引用：町総合計画)

① 土砂災害の危険性

市町村地域防災計画に基づく災害情報の伝達や早期避難の体制整備を図るとともに、特に家屋等の建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域への住宅等の新規立地の抑制や建築物の構造規制などのソフト対策を推進している。

県内における土砂災害警戒区域等の指定は平成26年(2014年)10月に完了し、本町においては、令和3年(2021年)3月に下記の通り、土砂災害警戒区域等の指定状況を設定している。

表1 東吾妻町内の土砂災害計画区域等の指定状況(令和3年3月31日時点)

種類	土砂災害計画区域	土砂災害特別計画区域
急傾斜地の崩壊	312	308
土石流	248	195
地すべり	8	0
計	568	503

(引用：群馬県HP)

② 地震災害の危険性

近年では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震時の震度4と平成16年10月23日発生の新潟県中越地震の震度4が大きな地震であった。群馬県内で発生した地震では、昭和6年9月21日発生の西埼玉地震でマグニチュード6.9が記録されている。

確認されている近隣の活断層は、群馬県南部に関東平野北西縁断層帯、東部に太田・大久保断層帯、北部に片品川左岸断層帯があり、このうち、本町では本町に最も大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯主部による地震」である。

町における関東平野北西縁断層帯における地震(マグニチュード8.1想定)の震度状況は、震度5強の範囲が広く分布しているほか、一部では震度6弱の区域もみられる。この地震による町への被害想定では、断水をはじめ避難者2,305人、帰宅困難者も1,137人の規模とされ、建物被害や土砂災害の発生も予測されている。

③ 感染症

感染症は、感染症法により第1類から第5類に分類され、加えて新型インフルエンザ等感染症や

指定感染症、更に新感染症などが分類に追加され、対処法もそれぞれの危険度に応じた対策が指定されている。

ウイルスの変異等により法的な扱いや対応策も変化するため、最新の情報収集に努めて体制を整備する必要がある。

昨今の新型コロナウイルス感染症においても、変異株の出現サイクルは毒性や感染力の変化なども含めて数ヶ月と短く、分析等に追われる状況から適正な対応策が示されるまでに時間を要する状況が続いている。

④ その他災害 噴火・雪害

日本国内に存在する概ね 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動をする活火山 111 のうち 5 山が群馬県内にあり、吾妻郡内には浅間山、白根山、榛名山の 3 山が位置している。

本会に最も近い榛名山は直線距離で 11.9km、草津白根山が 26.1km、浅間山が 32.9km に位置している。

噴火の規模や風向きによっては火山灰などによる被害も想定され、洗浄や建物被害に対する備えにも配慮が必要と考えられる。

また、雪害としては、平成 26 年 2 月 15 日の大雪が近年に影響を受けたもので、市街地でも 70 cm を記録し、山間部で 1m を超える地域も発生し、除雪機能を大きく超える積雪で、交通が麻痺して大きな混乱が発生し、3 週間を超えて事業や生活に影響を受けた。

行政による除雪機器の充実が必要であるとともに、個々による寒さ対策や通信の確保、生活用品などにも備えを配慮する必要がある。

(2) 商工業者の状況

町内商工業者数 577 (令和 3 年度「商工会の現況」)

小規模事業者数 449 (同上)

業種	事業者数	割合
卸売業・小売業	106	21.5
宿泊業・飲食サービス業	34	6.9
建設業	120	24.3
製造業	47	9.5
生活関連サービス業・その他	187	37.9

(3) これまでの取り組み

① 町の取り組み

- ・東吾妻町国土強靱化地域計画・東吾妻町地域防災計画の策定
- ・防災備品の備蓄
- ・防災行政無線、東吾妻町メール配信サービス
- ・地域自主防災組織の結成
- ・関係自治体や機関及び企業と災害時応援協定締結
- ・ハザードマップの作製・配布
- ・東吾妻町業務継続計画 (BCP) の策定

② 商工会の取り組み

- ・当会事業継続計画 (BCP) の策定 (令和 2 年 9 月策定済み)
- ・災害時における会員被災状況の把握と行政等への報告
- ・各保険会社と連携した損害保険制度の周知と加入促進

II. 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。

また、地域内の小規模事業者に対する事業継続計画の策定に対する支援や周知が不十分である。

感染対策では、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や体調不良者を出させないルール作りや、衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 発災時における連絡や支援行動を円滑に行うため、当会と東吾妻町との間における情報共有を進める。
- (3) 当会の「事業継続計画」を全職員が熟知し、発災時において機能的に行動できる体制を整える。
- (4) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において「国内感染拡大期」には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年12月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と東吾妻町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

災害・感染症の被害を最小限に抑制するためには、事後の取組以上に発生前の事前対策が不可欠である。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 商工会職員が、窓口・巡回相談時に東吾妻町が作成したハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
- 各種配布物や商工会ホームページ等において、国の施策や東吾妻町地域防災計画を紹介することで管内の小規模事業者に対して、災害リスクについての意識向上を図る。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

② 当会の事業継続計画の作成と職員への周知・徹底

- 当会は、令和2年、「事業継続計画」を策定（別添）
- 当会職員全員に当会「事業継続計画」を配布し、災害時における対応を認識させる。

③ 関係団体との連携

- 本会と協力関係にある損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼を行うと共に、セミナー等を共催する。

④ フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況を窓口や巡回相談時に聞き取り調査を行う。
- （仮称）東吾妻町事業継続力強化支援協議会（構成員：東吾妻町商工会、東吾妻町等）を開催し、取り組み状況確認や改善点等について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（令和元年台風19号・平成23年東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、東吾妻町と被害情報収集の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- 発災後、当会職員の安否確認を当会BCPに基づき速やかに行う。
- 業務従事が可能な場合は、当会BCPに基づく任務分担により速やかに地区内事業者の被害状況の把握に努める。
- 感染症が拡大した場合は、職員の体調管理を行うと共に、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東吾妻町における感染症対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- 当会と東吾妻町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況をまとめ、東吾妻町・群馬県商工会連合会等関係機関に報告する。

（被害規模の目安）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">● 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微ではあるが多くの被害が発生している。● 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。● 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">● 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラス

	が割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ● 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	● 目立った被害の情報がない。

※ 連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、当会と東吾妻町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

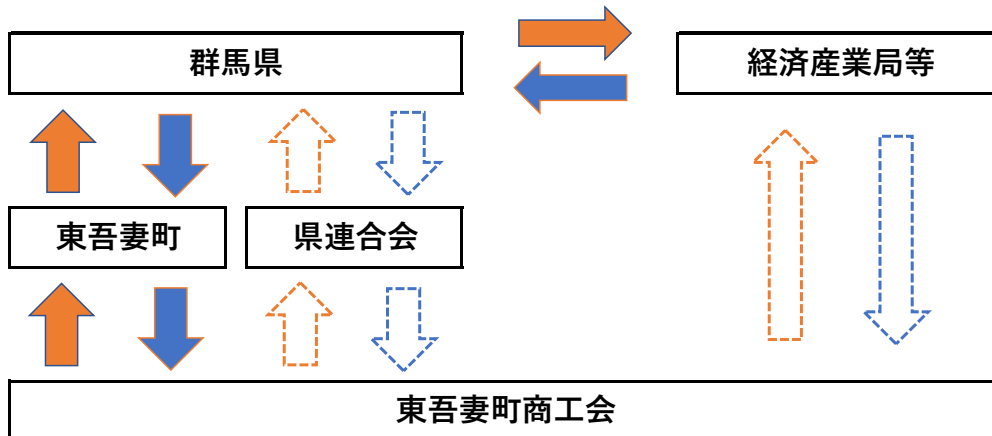
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

- 東吾妻町で取りまとめた「東吾妻町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ① 自然災害発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- ② 二次被害を防止するため、東吾妻町の指示に従って被災地域での活動を行う事について事前に決めておく。
- ③ 当会と東吾妻町が情報を共有した上で、東吾妻町が群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



※ 塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ① 相談窓口の開設方法については、東吾妻町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ② 安全が確認された場所において、相談窓口を開設する。
- ③ 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策(国や群馬県、東吾妻町の施策)について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

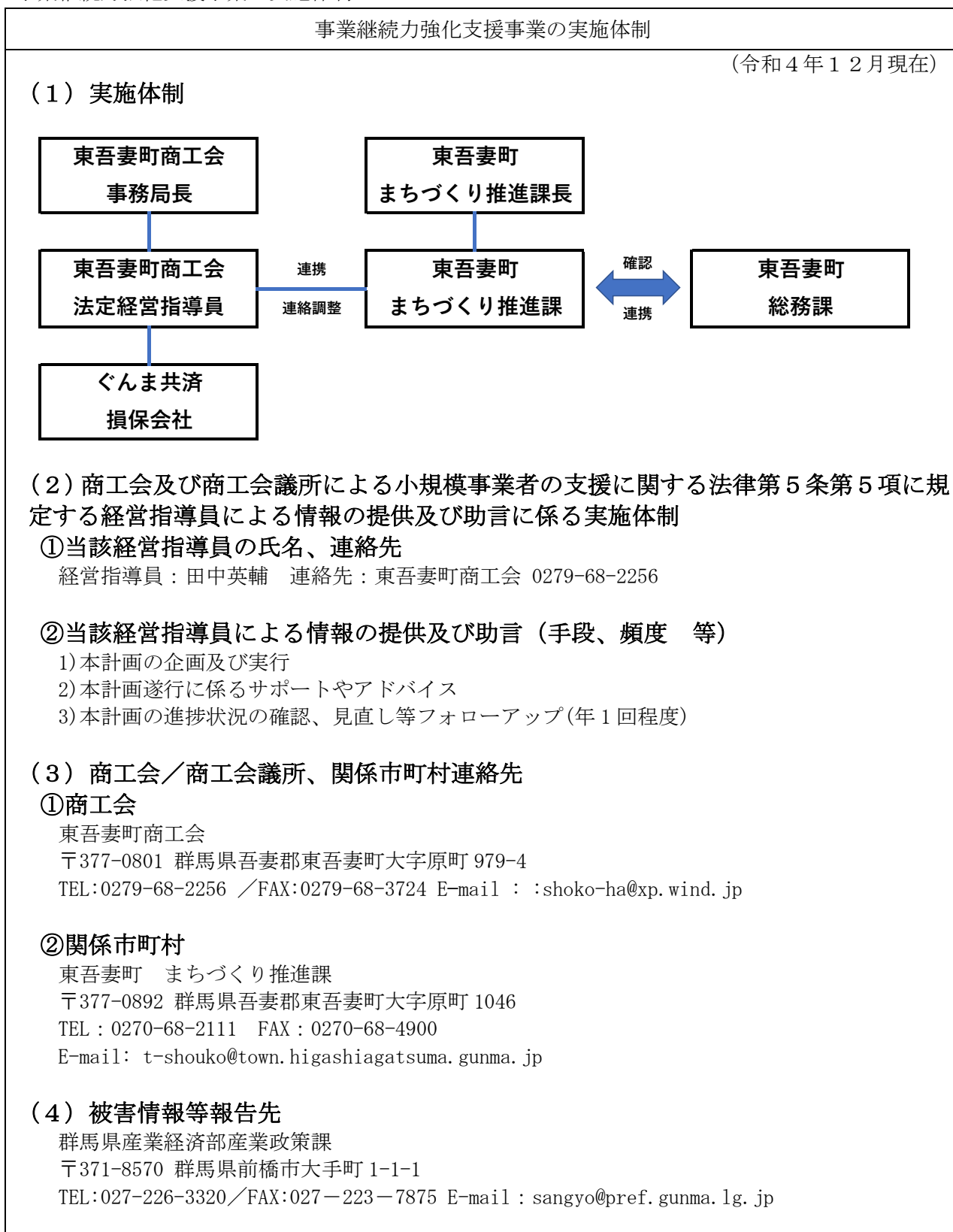
- ① 国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、及び融資などの手続きに必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③ 被災規模が大きく、当会と東吾妻町の職員だけでは対応が困難な場合には、相互支援協定が締結されている吾妻郡商工会連絡協議会及び、群馬県商工会連合会や群馬県等に応援派遣等を相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	100	170	170	170	170
・協議会運営費	15	20	20	20	20
・専門家派遣費	30	50	50	50	50
・セミナー開催費	30	50	50	50	50
・チラシ作成費	15	30	30	30	30
・その他経費	10	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、東吾妻町補助金、群馬県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③ 災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援
連携して事業を実施する者の役割
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③ 災害時に活用できる保険商品の案内
連携体制図等